

# 加古川市住まいの改良相談員設置及び運営要領

## 1 趣旨

この要領は、加古川市住宅改造費助成事業実施要綱（平成8年。以下「要綱」という。）第4条第1項に規定する住まいの改良相談員の設置及び運営の基準について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 住まいの改良相談員の構成

住まいの改良相談員の構成は次に掲げる職種で構成する。ただし、やむを得ずいずれかの職種の改良相談員が設置できないときは、当該職種の専門家が代替するものとする。

- (1) 福祉関係職 介護福祉士、社会福祉士又は社会福祉主事任用資格を有する者
- (2) 医療関係職 理学療法士、作業療法士又は保健師
- (3) 建築関係職 建築士又は同等の知識を有する者

## 3 現地確認調査

住宅改造の事前申請があったときは、住まいの改良相談員は現地確認のうえ、助言及び指導等を行う。ただし、次のいずれかに該当するときは、住まいの改良相談員の3職種のうち、必要と認める職種のみで助言及び指導等を行うことができる。

- (1) 簡易な工事等で市で住まいの改良相談員の3職種で調査する必要性が低いと判断できる場合
- (2) やむを得ない理由により、住まいの改良相談員の3職種で調査を行うことができなくなった場合
- (3) その他市で住まいの改良相談員の3職種で調査する必要性が低いと判断できる場合

## 4 完了確認調査

住宅改造の工事完了の届出があったときは、住まいの改良相談員は当該届出の内容を確認し、必要に応じて現地調査の上、工事内容の確認及び評価を行うものとする。

## 5 各職種の役割

住まいの改良相談員は、加古川市住宅改造費助成事業の実施に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 高齢者等の身体状況に合った住宅改造に関する助言及び指導
- (2) 住宅改造工事の実施業者に対する必要な範囲内での指導及び調整
- (3) 住宅改造工事完了後の工事内容の確認及び評価
- (4) 関係機関との連絡調整

## 附則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。